

令和7年3月31日

平川市告示第56号

平川市奨学金返還支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 本市における若者の移住・定住の促進を図るため、奨学金を返還する若者の就労初期における経済的負担の軽減を目的とし、奨学金を返還する者に対し、予算の範囲内において、平川市奨学金返還支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、平川市補助金等の交付に関する規則（平成18年平川市規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学、専門職大学、専門職短期大学及び高等専門学校及び専修学校（専門課程に限る。）をいう。
- (2) 高校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、専修学校（後期課程に限る。）及び特別支援学校（高等部に限る。）をいう。
- (3) 定住 本市の住民基本台帳に記録され、かつ、本市に居住し生活の本拠地とすることをいう。
- (4) 就労等している者 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 正規の職員、従業員、パート、アルバイト、労働派遣事業所の派遣社員、契約社員及び嘱託等の者
 - イ フリーランスを含む個人事業主及び個人で農業その他自ら事業を営む事業者又はそれらの事務専従者
 - ウ 公共職業安定所に求職の申込みをしている者のうち、労働の意思及び能力を有しているもの
- (5) 奨学金 第4条に規定する補助対象者が、本人の名義で借受けた資金のうち、以下のいずれかに該当するものをいう。

ア 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金

イ 独立行政法人日本学生支援機構の第二種奨学金

ウ 平川市奨学金貸与条例（平成18年平川市条例第79号）の規定により貸与する奨学金

エ 地方公共団体、大学等又は公益法人等が貸与する奨学金で市長が認めるもの

(6) 市内事業所等 市内に所在する本社、支社、支店、工場、事業所等をいう。

(資格の認定)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる要件を満たすことについて、市長の認定（以下「資格認定」という。）を受けなければならない。

(1) 認定を受けようとする日の属する年度（以下「認定年度」という。）の末日において、満35歳未満であること

(2) 奨学金を返還し、又は返還する予定であること

(3) 本市に5年以上継続して定住する意思を有している者であること

2 前項の認定を受けようとする者は、平川市奨学金返還支援事業補助金資格認定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 奨学金を貸与する機関が発行する奨学金の借入額、返還開始日、返還期間を証する書類

(2) 誓約書兼同意書（様式第2号）

(3) その他市長が必要と認める書類

3 前項に規定する申請は、認定年度の4月1日から11月30日までの期間に行うものとする。

4 市長は、第2項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、資格認定の可否を決定し、平川市奨学金返還支援事業補助金資格認定（不認定）通知書（様式第3号）により当該申請者へ通知するものとする。

(補助金の交付要件)

第4条 補助金の交付を申請できる者は、前条の資格認定を受けた者で、第7条の規定による補助金の交付申請の日（以下「交付申請日」という。）において、次の各号のいずれも満たすもの（以下「補助対象者」という。）とする。

(1) 交付申請日の属する年度の末日において、満35歳未満の者

(2) 大学等又は高校等の在学していた期間に奨学金の貸与を受け、自ら奨学金を返還している者

(3) 就労等している者

(4) 奨学金の返還に係る他の制度による補助金等を受けていない者。ただし、「あおり若者定着奨学金返還支援制度」の支援を受ける者で、市内事業所等に勤務するものを除く。

(5) 市税等を滞納していない者

(6) 世帯員全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、交付申請日の属する年度において返還した奨学金及び奨学金の返還に係る利子のうち、繰上返還及び過年度において延滞した奨学金の納付等による返還額を除いた額の合計に相当する額とし、1会計年度につき20万円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、申請日の属する年度において、補助対象者が市内に定住した期間が1年に満たない場合の補助金の額は、前項の規定により得られた補助金の額を12月で除した額に定住した月数を乗じて得た額とし、20万円を12月で除した数に定住した付き数を乗じた額を上限とする。

3 前2項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

（補助交付期間）

第6条 補助金を交付する期間（以下「補助交付期間」という。）は、補助対象者が資格認定を受けた日の属する年度から起算して、連続する5年度を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第4号ア及びイに該当する者のうち、市内事業所等に勤務しているものにあつては、補助対象者が資格認定を受けた日の属する年度起算して、連続する8年度を上限とする。ただし、公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）に規定する国家公務員又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する地方公務員をいう。）は除く。

（補助金の交付申請）

第7条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、補助交付期間の各年度における4月1日から11月30日までの期間に、平川市奨学金返還支援事業補助金交付申請書（様式第4号）を市長に申請しなければならない。

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、平川市奨学金返還支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第9条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第4条各号に該当しないと認めたとき。
- (3) 交付申請日から5年以内に市外に転出したとき。
- (4) 規則又はこの告示の規定に違反したとき。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、交付申請日の属する年度の3月1日から翌年度の4月30日の期間に、平川市奨学金返還支援事業補助金実績報告書兼請求書(様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 交付申請日の属する年度において返還した奨学金の額を証する書類の写し
- (2) 就労等している者であることを証する次のいずれかの書類
 - ア 就労証明書(様式第7号)(第2条第4号アに該当する場合)
 - イ 直近の確定申告書、源泉徴収票又は事業専従者であることが分かる書類等の写し(第2条第4号イに該当する場合)
 - ウ ハローワーク受付票又はハローワークカードの写し(第2条第4号ウに該当する場合)
- (3) 市の保有する公簿により市税等の納付状況が確認できない場合にあっては、申請者の前年度納税証明書等(滞納がないことの証明書を含む)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第11条 市長は、前条に規定する届出があったときは、平川市奨学金返還支援事業補助金確定(不確定)通知書(様式第8号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前第9条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、当該取り消しに係る部分について、既に補助金が支給されているときは、返還を命じることができる。この場合において、同条第3号の規定により交付決定の取り消しをしたときは、本市に住所を有していた期間に応じ、別表に定める額の返還を求めることができる。

2 市長は、第9条及び前項の規定により交付決定を取り消し、返還を命ずるときは、

平川市奨学金返還支援事業補助金取消兼返還通知書（様式第9号）により交付決定者に通知しなければならない。

（報告等）

第13条 市長は、補助金の交付決定の前後にかかわらず、必要があると認めたときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和7年3月31日平川市告示第56号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年5月1日平川市告示100号）

この告示は、令和8年5月1日から施行する。ただし、令和7年度に資格認定を受けた者に対しても本告示を適用するものとする。

附 則（令和8年5月25日平川市告示122号）

この告示は、令和8年5月25日から施行する。ただし、令和7年度に資格認定を受けた者に対しても本告示を適用するものとする。

別表（第12条関係）

交付申請日から本市に住所を有した期間	返還を求める額
3年未満	交付決定額の全額
3年以上5年未満	交付決定額の半額